

議員提出議案第2号 守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する

条例の一部を改正する条例案

ご報告申し上げます。

本議員提出議案は、松本議員ほか2名から提出されたものであり、市の内部組織において、適切な役割分担によるガバナンスのもと、適正に行政が運営されるべきであるとの観点に立ち、職員等の市に対する損害を賠償する責任の一部免責の基準について、地方自治法施行令の参酌基準のとおり改めようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、職員等の萎縮効果の軽減は維持しつつも、本市の内部組織や事務執行の現状をしっかりと把握し、それぞれの職階の役割や責任を意識しながら、適正な行政運営に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、梅村委員におかれましては、理事者においては、制度に依存することなく、引き続き信頼に基づく組織づくりに努められたいとの理由から、賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。